

香川大学における障害学生支援に関する現状と課題(2) ーバリアフリー支援室の活動報告ー

大沼 泰枝 (学生支援センター講師)
坂井 聡 (教育学部教授)
大西 歩実 (学生支援センター支援員)

1. はじめに

平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国公立大学においては、障害を理由とする差別の禁止はもちろんのこと、障害のある学生から配慮の要請があった場合に、合理的配慮の不提供が禁止となっている。平成 28 年度に全国の高等教育機関を対象として行われた日本学生支援機構(2017)による調査では、障害学生支援の専門部署・機関を設置しているのは 778 大学中 157 校(20.2%)、他の部署・機関が対応しているのは 778 大学中 583 校(74.9%)であり、95%を超える大学が障害のある学生の支援窓口を設置していることが明らかとなっている。平成 27 年度に行われた同様の調査(日本学生支援機構、2016)では、障害学生支援の専門部署・機関を設置しているのは 782 大学中 116 校(14.8%)、他の部署・機関が対応しているのは 782 大学中 619 校(79.2%)であり、1 年間で障害学生支援の専門部署・機関を設置している大学が 41 大学増加していることが明らかとなっている。このように、障害のある学生を支援する専門部署や機関が新規に設置されている状況が全国的にある。

本学では、平成 27 年 5 月から全学的な障害のある学生の支援窓口として、バリアフリー支援室が設置されている。バリアフリー支援室では、平成 28 年 4 月から専任教員の配置や専用の支援室の整備により、本格的に支援業務が実施できるようになり、障害のある学生への支援が充実しつつある。香川大学における過去 5 年間の障害のある学生の在籍状況について、香川大学学生支援センターバリアフリー支援室のホームページ(2018)から表 1 に引用した。本学では、視覚障害、聴覚・言語障害のある学生の在籍が過去 5 年間にないが、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害・精神障害のある学生はコンスタントに在籍している。大学が把握する障害のある学生数は、あくまで学生本人から申告や相談があったケースに限られるが、障害のある学生の在籍総数は、年々微増を続けている。

バリアフリー支援室の支援業務が本格的に開始された平成 28 年 4 月から約 1 年半という短期間ではあるが、支援室の業務は、障害のある学生のニーズに沿って変容を続けている。そこで、本稿では、主に平成 28 年 4 月以降のバリアフリー支援室の概要について紹介し、バリアフリー支援室における活動実績についてまとめるとともに、今後の課題について検討する。

表1 香川大学の過去5年間の障害のある学生の在籍状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害					
聴覚・言語障害					
肢体不自由	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍
病弱・虚弱	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍
発達障害・精神障害	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍
その他					在籍
合計	13	14	14	18	21

※香川大学学生支援センターバリアフリー支援室ホームページより表記を一部改編

2. バリアフリー支援室の概要

2-1. 支援体制

障害のある学生への支援窓口として、平成27年5月に学生支援センター開設と同時にバリアフリー支援室が設置された。学生支援センターは、授業料免除や奨学金、学生生活の相談などを担当する学生生活支援部門、学生の自主的活動、大学祭などの大学行事などを担当する学生活動支援部門、そしてバリアフリー支援室の3部門から構成されている。バリアフリー支援室の人員体制の推移を表2にまとめた。バリアフリー支援室開室当初は、学生支援センター内に専任の事務補佐員1名が配置され窓口業務を行い、相談が必要な学生および保護者への対応は、室長や併任の教員に依頼していた。

平成28年4月から、幸町北キャンパス5号館1階に相談室や居場所支援ができるスペースを確保し移転した。開室時間は、事務補佐員の勤務時間にあわせ、9:00～16:00とした。また、学生支援センターに専任教員（講師）が配置され、障害のある学生やその保護者、教職員からの相談がスムーズに受けられる体制が整備された。バリアフリー支援室会議が定期的開催されるようになり、組織的体制がとれるようになった。相談や居場所支援を利用する学生が増加したため、9月末から非常勤相談員を約週6時間、1月から事務補佐員を週20時間追加配置した。平成29年度からは、ピア・サポーターの養成を本格的に行うため、5月から支援員1名を週20時間配置し、障害のある学生の支援やピア・サポーター養成の充実を図った。

2-2. 支援内容

バリアフリー支援室では、「修学支援」、「個別支援」、「居場所支援」、「学内の体制整備」、「啓発活動」、「関係機関との連携」を支援業務の6つの柱としている。

表2 バリアフリー支援室の人員体制の推移

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
室長(併任)	1名	室長(併任)	1名	室長(併任)	1名
教員(併任)	1名	専任教員	1名	専任教員	1名
事務補佐員	1名	教員(併任)	1名	教員(併任)	1名
		事務補佐員	1名	事務補佐員	1名
		事務補佐員(1月～週20時間)	1名	支援員(5月～週20時間)	1名
		相談員(9月末～約週6時間)	1名	相談員(約週6時間)	1名

(1) 修学支援

修学支援としては、教室への移動の利便性向上を目的とした使用教室の配慮やフィールドワークにおける配慮等、学生の障害特性に応じた配慮を受けられるよう、学生の所属部局や関係機関と連携を図りながら合理的配慮の調整を行っている。合理的配慮申請の基本的な手続きの流れを図1に示した。学生から合理的配慮や支援を受けたいという意思表示があった場合は、学生の障害状況や支援ニーズをアセスメントした上で、学生の所属部局の担当教職員と本人・保護者（未成年の場合）を交えて面談（支援会議）を実施し、そこで合理的配慮の決定を行っている。提供することが決定した合理的配慮の内容について、障害のある学生の所属部局で配慮依頼文を作成し、科目担当教員や関係機関に配付し、周知を図っている。

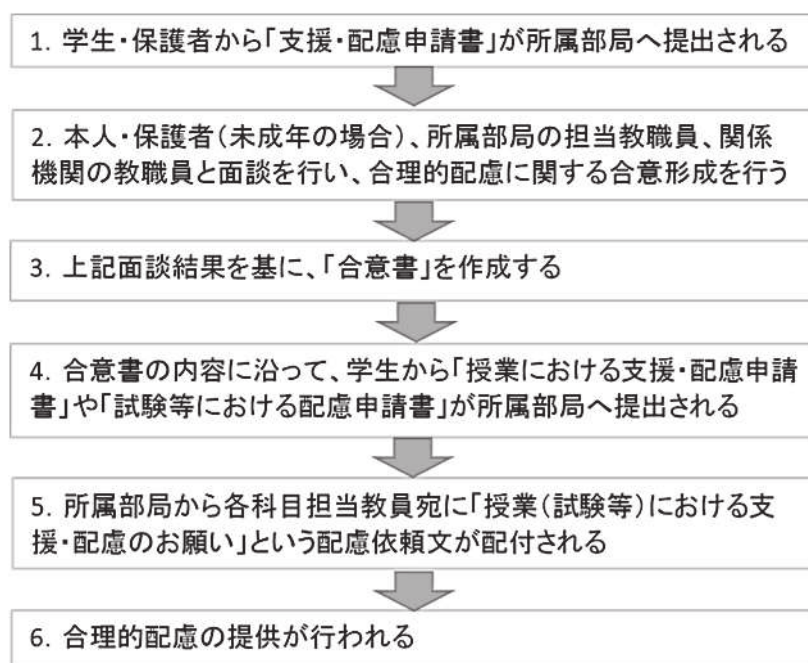


図1 合理的配慮申請の流れ（全学共通）

(2) 個別支援

個別支援としては、学生の修学上の問題や学生生活の悩みなどに対して、バリアフリー支援室の教員や相談員による相談を実施している。本人から希望があった場合は、関係する教職員と連携しながら支援を行っている。また、障害のある学生が自己理解を深めたい場合や、自分に障害があるのではないかと心配して相談に来る学生の場合、必要に応じて心理検査や知能検査を実施している。検査結果については、今後の学生生活や修学に生かせるようフィードバックを行っている。

(3) 居場所支援

居場所支援としては、講義の空き時間や昼休みなど、リラックスして過ごせる場の提供を行っている。利用できるのはバリアフリー支援室に利用登録をしている学生に限られるが、登録している学生の友人等と一緒に課題を実施したり、昼食を摂ることは許可している。居場所支援を行うスペースには、学生が利用できるパソコンを2台設置しており、eラーニングやレポート課題を実施することもでき、必要に応じてスタッフが支援を行っている。平成29年度の居場所支援は10:00～15:00の支援員の勤務時間に設定している。

(4) 学内の体制整備

学内の体制整備としては、障害のある学生の支援を円滑に行うため、全学的な支援体制の構築を進めている。平成28年度は、合理的配慮申請の手続きについて、各部局の協力を得ながら体制の整備を行った。平成29年度は、障害学生の学習支援等経費の運用やピア・サポート体制の運用について、学生支援センター会議を通じて検討をし、体制の整備を行った。

香川大学の第3期中期目標・中期計画に「障害のある学生を教職員と学生が協働して支援するため、FD・SDを実施し、ピア・サポートにあたる学生の指導を行う」ことが明記されていることから、平成28年度、29年度は各部局での障害のある学生の支援に関するFD・SDの開催の際に、バリアフリー支援室から講師を派遣している。さらに、中期目標・中期計画に「サポートする学生の登録体制の整備とサポート実施計画の策定を行う」ことも明記されていることから、学生支援センター会議での議論を経て、本学のピア・サポート体制は図2のようになった。原則的には、障害のある学生の所属部局でピア・サポーターの募集・登録・調整を行い、バリアフリー支援室は技術的な支援を行う。ただし、遠隔キャンパスの学生が1年次に幸町キャンパスで授業を受ける場合や学生の所属部局でピア・サポーターの募集や調整がうまくいかない場合は、バリアフリー支援室が支援を行うこととなっている。

(5) 啓発活動

啓発活動としては、教職員や学生を対象に、障害のある学生の支援に関する理解と関心を高めることを目的に講習会や研修会を開催している。平成28年度は、車いすの移動介助に関するバリアフリー支援室講習会を1回開催した。平成29年度は、手話や要約筆記といった情報保障に関する講習会を2回開催する予定である。学生を対象とした啓発活動の一環として、平成28年度に学内のバリアフリー状況のチェックを行うボランティア活

動を実施した。これは、平成 29 年度から本格的にピア・サポーター養成を行うための準備段階として実施したものである。

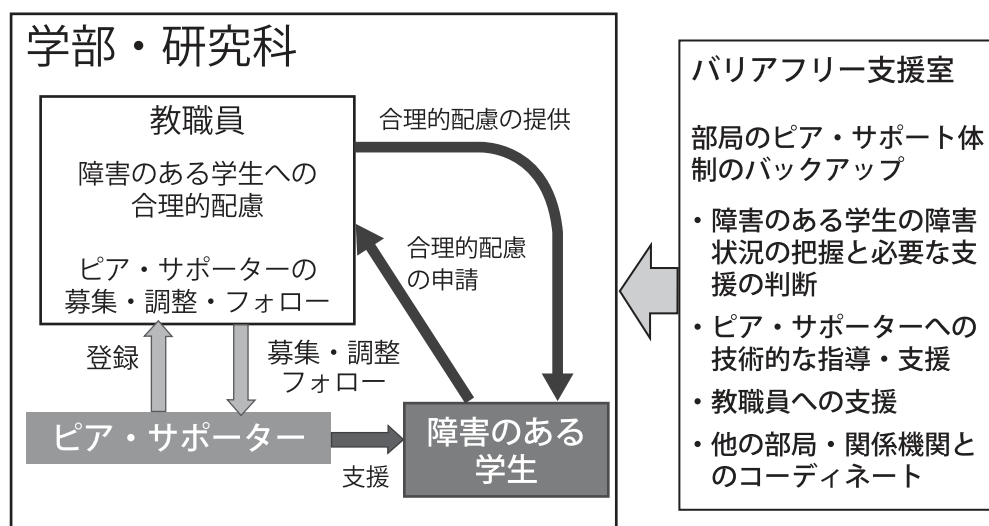


図 2 本学の障害のある学生へのピア・サポート体制

(6) 関係機関との連携

関係機関との連携としては、学内では、学生の所属する部局はもちろんのこと、大学教育基盤センター（修学支援グループ）、アドミッションセンター（入試グループ）、キャリア支援センター（就職支援グループ）、総合情報センター（情報グループ）、保健管理センター等があげられる。学外では、学生の通院する医療機関、障害者職業センター、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、学生の出身校などがあげられる。これらの連携先と、障害のある学生の支援の充実を図るため、必要に応じて連携を図っている。

3. バリアフリー支援室の実績

3-1. 支援学生と支援件数の推移

バリアフリー支援室に新規で利用申し込みがあった学生は、平成 28 年度は 21 名、平成 29 年度は 7 名（平成 29 年 10 月末時点）であった。この学生数の中には、利用回数が 1 回限りであった学生や障害の診断がされていない学生も含まれる。平成 28 年度から利用申し込みの手続きを正式に開始したため、平成 28 年度の学生数が多くなっている。

バリアフリー支援室の支援件数の推移を表 3-1、3-2 に示した。平成 28 年度前期は、支援件数の総数が 100 件を超えることは少なかったが、平成 28 年度後期は、1 月を除いて 100 件を超える支援件数を数えた。さらに平成 29 年度 4 月～6 月は、前年度の倍を超える支援件数であった。この理由としては、バリアフリー支援室を利用する学生が増加し、学生の相談や居場所支援の件数が増えただけでなく、それに付随して、教職員との連携や関係機関との連携が増加したことも影響していると考えられる。また、ピア・サポーター

の養成を本格的に開始したことにより、ピア・サポーターの支援件数も増加した。合理的配慮の調整などを行う支援会議については、学期開始前後に多くなっている。

表 3 - 1 平成 28 年度の支援件数の推移

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学生の支援	64	39	64	55	21	12	76	67	49	52	58	47
保護者の支援	1	6	6	6	6	5	13	4	5	2	13	13
教職員の支援	10	14	22	16	24	10	36	22	31	16	26	34
ピア・サポーターの支援	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	2
関係機関との連携	3	8	13	15	10	6	15	18	16	8	31	17
支援会議	5	1	1	2	1	4	5	2	4	0	0	9
入学志願者・予定者の支援	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	5	4
合計	84	68	107	95	64	37	145	115	107	78	133	126

表 3 - 2 平成 29 年度の支援件数の推移

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
学生の支援	83	114	136	79	45	60	60
保護者の支援	12	8	8	6	11	9	11
教職員の支援	43	25	29	23	14	18	19
ピア・サポーターの支援	21	38	10	1	4	0	1
関係機関との連携	24	37	37	45	18	15	13
支援会議	3	1	7	2	1	6	2
入学志願者・予定者の支援	0	1	0	0	1	6	0
合計	186	224	227	156	94	114	106

3 - 2. 合理的配慮の申請数

学生から合理的配慮の申請があり、バリアフリー支援室が支援会議に参加し、合理的配慮のコーディネートを実施した学生数は、平成 28 年度は 5 名、平成 29 年度前期は 10 名と倍増している。本学で実際に提供されている合理的配慮の例としては、人前で発表することが困難な学生への「発表方法の配慮」、時間内にノートをとることが困難な学生への「板書の撮影許可」、欠席が多くなりがちな学生への「欠席時の資料の個別配付」、移動に困難がある学生への「ピア・サポーターによる移動支援」等、学生の障害状況に応じて多岐にわたる。今後も様々なニーズをもった学生が在籍することが予想され、合理的配慮の申請も増える可能性が高いと考えられる。

3 - 3. FD・SD 研修会および講習会の実施状況

本学における障害のある学生の支援に関する FD・SD 等の研修会について、表 4 にまとめた。中期目標・中期計画に障害のある学生の支援に関する FD・SD 研修会の開催が明記

されていることもあり、平成 28 年度に全ての学部・研究科で障害学生支援の研修が実施できたことの意義は大きいといえる。平成 29 年度についても、表 4 の他に 11 月に医学部・経済学部、12 月に法学部で障害学生支援に関する研修が予定されており、前年度と同様に全学部・研究科で研修が実施できる予定である。ただし、学部・研究科に所属していない教職員への研修機会が少ないため、今後はそのような機会を積極的に設けていく必要がある。

表 4 障害学生支援に関する FD・SD 研修会（平成 29 年 10 月末時点）

年度	開催日	開催部局など	参加者		合計
			教員	事務職員等	
平成28	9月7日	学生指導担当教職員研究会	17	24	41
	9月15日	農学部FD研修会	26	3	29
	10月19日	教育学部FD研修会	54	4	58
	11月16日	経済学部FD研修会	43	1	44
	11月16日	地域マネジメント研究科FD研修会	12	1	13
	12月14日	法学部FD研修会	18	0	18
	12月15日	医学部FD研修会	50	10	60
	2月6日	工学部FD研修会	63	6	69
平成29	9月11日	工学部FD研修会	39	3	42
	9月20日	地域マネジメント研究科FD研修会	11	4	15
	9月28日	農学部FD研修会	28	2	30
	10月25日	教育学部FD研修会	43	6	49

バリアフリー支援室が主催した講習会について表 5 にまとめた。平成 28 年度は、次年度に車いすの移動支援を必要とする学生が入学することが予め分かっていたため、ピア・サポーターの養成を本格実施する前段階として、車いすの介助方法に関する講習会を教職員や学生を対象に実施した。平成 29 年度は、手話や要約筆記といった情報保障に関する講習会を実施した。現在、本学には支援を要する聴覚・言語障害のある学生は在籍していないが、今後そのような支援ニーズを持った学生が在籍する可能性もあるため、周囲の学生や教職員の情報保障への関心を高める目的で開催した。参加者の中には、定期的な講習会の開催を希望する者もあり、情報保障に関心を持つきっかけを提供できたといえる。

また、障害のある学生への災害時などの緊急時対応について、全学的に検討を行うことがバリアフリー支援室の懸案事項となっていた。そこで、平成 29 年 11 月に四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構や総務グループ、障害のある学生の所属学部の協力を得て、移動に困難のある学生を安全に避難支援するための講習会として防災訓練を実施した。教職員だけでなく、防災サポートチームの学生や障害のある学生が所属する部活の学生の参加もあり、実践的で有意義な講習会となった。

表5 バリアフリー支援室が主催した講習会（平成29年11月末時点）

年度	開催日	講習会名等	内容	参加者			合計
				教員	事務職員等	学生	
平成28	2月28日	バリアフリー支援室講習会	車いすの介助方法と注意点	14	16	7	37
	10月27日	バリアフリー支援室講習会	初心者向け手話講習会	4	10	11	25
平成29	11月1日	障害のある学生の特性に配慮した防災訓練	障害のある学生に対する避難支援	5	23	10	38

3-4. ピア・サポーターの活動実績

ピア・サポートに関連する活動実績を表6にまとめた。平成28年度は、障害のある学生からピア・サポートの申請はなかったが、申請があった場合に直ちに対応がとれるよう、準備を行う必要があった。そこで、ピア・サポート活動に興味のある学生の把握を目的に、校内のバリアフリー点検を行う学生ボランティア活動を2回実施した。

平成29年度は、車いすの移動支援のピア・サポーターの養成を本格的に開始した。平成29年10月末時点で、ピア・サポーター養成の講習会を20回開催し、40名が参加した。講習会は、ピア・サポートに興味をもった学生の都合に合わせて少人数で開催しているため、開催回数が多くなっている。現在、ピア・サポーターの活動時間は多くないため、登録した学生全員が活動する状況になく、ピア・サポート活動に関心が薄れてしまうことが懸念される。そこで、夏休み期間にピア・サポーターのフォロー・アップ講習を実施し、サポートを利用する学生とピア・サポーターの交流を行った。サポーターとサポートを利用する学生が直接交流することで、お互いに身近な存在として感じられ、サポート活動の改善点の発見にもつながったようである。

表6 バリアフリー支援室主催のピア・サポート活動（平成29年10月末時点）

年度	開催日	講習会名等	内容	参加者		
				学生	スタッフ	合計
平成28	9月27日	学生ボランティア活動	校内の点字ブロックの点検	2	2	4
	12月8日	学生ボランティア活動	車いすを用いた校内のバリアフリー点検	2	1	3
平成29	8月9日	ピア・サポーターフォローアップ講習	サポーターとサポート利用学生の交流	5	3	8
	不定期 20回	車いす移動支援サポーター講習会	車いす介助の技術講習	40	—	40

4. バリアフリー支援室の課題

4-1. 障害のある学生の把握

バリアフリー支援室の課題として、障害のある学生の支援を充実させるために、障害のある学生の把握が重要であると考えられる。障害のある学生の把握は、次の2点において難しい面がある。1点目は、既に障害の診断がされているが、大学や周囲に障害があるこ

とを知られたくない学生や大学で支援を受けられることを知らない学生の存在である。障害があっても全ての学生に配慮や支援が必要なわけではない。したがって、配慮や支援がなくとも修学や学生生活で困難がなければ良いのだが、中には支援を受けたほうが良い状態にあっても、相談や支援につながらない学生もいる。また、特別な対応をされることについて、保護者や教職員からの理解、周囲の学生からの理解が得られないのではないかと躊躇する学生もいる。

2点目は、障害の診断がされずに大学に入学し、入学後、学生生活で困難を抱え、障害があることが発覚する学生の存在である。この例としては、大学入学前は特段大きな問題がなく、大学という環境に来て初めて問題が発生するケース、大学入学前から障害がある可能性を指摘されながらも、医療機関を受診せずに来たケースの2パターンに分類される。これらの学生は、なぜ自分に問題が生じているか分からず困惑している場合も多いため、保護者も含め丁寧な相談を続ける中で、医療機関受診を進めていく必要がある。

以上のように、障害のある学生の把握は難しい点もあるが、配慮や支援を必要とする学生が障害について相談しやすい環境作りや、配慮や支援を受けやすい周囲の環境作りが重要である。そのために、バリアフリー支援室の役割について周知を図るとともに、教職員をはじめ、学生全体への啓発活動が必要である。

4-2. 支援室の人員体制の再整備

バリアフリー支援室の課題として、全学的な支援を実施するために、支援室の人員体制の再整備が必要である。本学における合理的配慮の申請件数は、ここ1年半で倍増している。また、バリアフリー支援室の支援件数も急激に増加している。現在、合理的配慮の調整は、専任教員1名を中心に行っている。合理的配慮の調整にあたっては、学生本人の支援ニーズを聞き取る面談やアセスメント、必要に応じて保護者との面談、関係する教職員との連絡調整など、多くの時間を必要とする。バリアフリー支援室は幸町キャンパスに所在しているが、三木町医学部キャンパス、林町工学部キャンパス、三木町農学部キャンパスでの相談や合理的配慮申請に関する支援会議がある場合は、学生の利便性を考慮し、学生の所属するキャンパスに赴き対応に当たるようにしている。常駐の相談対応ができる教員は1名しかおらず、今後も、合理的配慮の提供を受ける学生の増加や支援件数の増加が予想されるため、相談対応できるスタッフの増員や遠隔キャンパスにおける定期的な相談日の設定、あるいは分室の開室なども検討する必要があると考えられる。

4-3. ピア・サポート体制の運用

バリアフリー支援室の課題として、ピア・サポートを必要とする合理的配慮の申請に即時に対応できるよう、学部・研究科と協力してピア・サポート体制を運用することが重要である。本学の場合、ピア・サポート体制の運用は、障害のある学生が所属する部局で行うことが基本となっている。平成29年10月末現在、ピア・サポーターによる支援を必要

とする学生が所属する部局は1つであり、その他の部局では、ピア・サポーターを募集する必要がない状態にある。しかしながら、ピア・サポーターの養成を短期間で行うことは難しいため、学部・研究科と協力しながら、ピア・サポート活動に興味のある学生の把握を常時行う必要がある。幸町キャンパスには全学共通科目を受講するため、1年生を中心に全学部の学生が訪れる。そこで、1年生を中心にピア・サポート活動の周知を行い、各部局でピア・サポーター活動が必要になった際に、スムーズにピア・サポート体制がとれるような環境を作っていきたい。岡田・小川・田中・金子・宮田（2016）は、山口大学における障害のある学生をサポートするための支援者養成の取り組みを紹介し、基礎的環境整備の一環としてピア・サポーターの確保や育成を行う必要性を述べている。山口大学では、年間を通して定期的に多様な支援スキルを学べる研修会を開催している。そのような環境を本学で作るには、ピア・サポーターの技術講習を行う専門的な知識と経験をもったスタッフの常駐配置などが課題となる。

5. おわりに

本稿では、主に平成28年4月以降のバリアフリー支援室の概要について紹介し、バリアフリー支援室の活動実績についてまとめるとともに、今後の課題について検討した。本学では、ここ1年半で合理的配慮の申請を行う学生やバリアフリー支援室で支援を受ける学生数が増加しており、今後も増加を続ける可能性が高いと考えられる。現在は、各学部・研究科の協力もあり、新規で合理的配慮の申請を行う学生に関しては、学生からバリアフリー支援室への情報共有の同意があった場合は、バリアフリー支援室の教員が関わることでできている。合理的配慮の申請は、3月・4月、9月・10月に集中する傾向があり、今後申請数が増えると、学生や学部・研究科から合理的配慮の決定の会議等に参加要請があっても、全ての要請に応えることが困難になる可能性がある。バリアフリー支援室が障害のある学生全ての支援に関わるためには、常駐の専門的知識や技術を持ったスタッフの追加配置は必須である。今後、香川大学が障害のある学生の支援をどのように行っていくべきか、全学的に議論する場が必要であると考えられる。

最後に、本学の障害学生支援に関する教職員への研修機会の継続的な確保は、大沼・坂井・葛城（2017）でも課題としていたが、学部・研究科の協力もあり、この1年半、順調に研修が実施できている。障害学生支援に関する研修機会が確保されていることにより、バリアフリー支援室の役割について周知がされるようになったため、実際に障害のある学生の支援が必要になった際、関係する教職員とスムーズに連携が取れている。今後も教職員のニーズを把握しながら、情報発信を行っていききたい。

引用文献

香川大学学生支援センターバリアフリー支援室（2018）「バリアフリー支援室について

て：香川大学の障害のある学生の在籍状況」(<https://www.kagawa-u.ac.jp/bf-support/about/>) < 2018年1月30日アクセス >

日本学生支援機構 (2016) 「平成 27 年度 (2015 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2015.html) < 2018年1月30日アクセス >

日本学生支援機構 (2017) 「平成 28 年度 (2016 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2016.html) < 2018年1月30日アクセス >

岡田菜穂子・小川勤・田中亜矢巳・金子博・宮田浩文 (2016) 「障害のある学生への人的支援と支援者養成ー山口大学の取組ー」『大学教育』第 13 号、58-64 頁。

大沼泰枝・坂井聡・葛城浩一 (2017) 「香川大学における障害学生支援に関する現状と課題ー学生指導担当教職員研究会の実践報告ー」『香川大学教育研究』第 14 号、153-164 頁。